

大津町議会 総務常任委員会行政調査

氏名 佐藤 真二

視察研修名：大津町議会総務常任委員会行政調査

視 察 先：神奈川県秦野市、埼玉県北本市、茨城県取手市、千葉県鴨川市

期 日：令和6年8月5日（月）～7日（水）

研修テーマ：① 地下水保全について（P F A S ・ P F O S 検出後の現状）

② 子どもの権利条例について

③ グリーンスローモビリティ実証運行について

④ ハラスメント防止条例の制定について

研修報告 意見・感想

① 地下水保全について（P F A S ・ P F O S 検出後の現状）

日 時：R6.8.5 13:45～16:00

対応者：秦野市議会 横山むらさき議長 議会局議事政策課 松永尚之書記

環境産業部環境共生課 谷芳生課長（技師）

〃

成田幸香課長代理（秦野名水担当）

【説明のポイント】

○秦野名水は市民の財産

- ・秦野盆地湧水群は名水百選、市民の財産
- ・秦野盆地の地下水盆の構造、芦ノ湖の4倍の水量
- ・過去に、質・量、2回の危機

○第1の危機：S40年代「量の危機」→環境保全条例

- ・個人の井戸の水枯れ
- ・原因究明（県の研究機関 地質温泉研究所）

浸透面積の減少

水田涵養、雨水浸透施設の設置に取り組む

井戸→水道化もあり改善

○第2の危機：H1年「水質の危機」→地下水汚染の防止及び浄化に関する条例

- ・テトラクロロエチレンの汚染（土壤汚染防止法はまだ未整備）
- ・条例に基づく対策を企図

※汚染実態調査

専門化機関として「地下水汚染対策審議会」設置

健康被害調査、個人井戸水、市の水道の利用…市の費用で

メッシュ調査 汚染源を絞り込み

特定された企業が詳細な調査、対策の義務を負う

（クリーニング事業者等が汚染源として特定された）

※浄化事業 土壌ガス吸引法（設備：町が貸与、実施は事業者負担）

小規模事業所：原位置ガス吸引 簡易浄化システムが主な手法

→市で5第保持150万 貸出

大規模事業所：浄化装置 1500万から2500万円 4台を設置

→現在も2台稼働中

→大規模事業者は、企業グループとして研究事例にもなった
土壌浄化システムの開発

浄化は100年かかるといわれたが、10数年で実現

○H12 環境基本条例、地下水保全条例施行

一日あたり平均20㎡利用の事業者に協力金を要請

新規採取の届け出義務化（ただし、これまで2件の申請に留まる）
涵養の条例化

○H15 地下水総合保全管理計画策定

H16 復活宣言

○市民の取り組み

- ・名水選抜総選挙1位、ネット投票でクリック運動のたまもの
- ・名水名人講座の開催：年5回、温泉地学研究所の先生など、1回20名
- ・水神講 講座受講者が作る 啓発活動への協力

○R2 PFAS汚染の報道

- ・雑用井戸の1か所で、ピンポイントで数字が出た（末広町）
水道や地下水への影響が見られるものではない
県内では、綾瀬・厚木・相模原などで検出（米軍基地との関連は??）

【質問・回答】

○PFAS汚染源の特定は可能か

- ・そもそも物質が監視対象外であったため、事業所の特定が難しい
使用実態履歴がない
- ・現行法では対応できない
- ・水濁法でも事故時の報告物質とされているだけ

○PFAS条例改正で対応するか

- ・対象物質に含める予定はない
- ・市として対応は必要だが、水道水源や水道では汚染がない
- ・雑用井戸のスポット汚染、横出しまではしない
- ・市民が水をくむような場所では水質検査を実施

○地下水採取者への協力金

- ・要綱で協力金として定める 20㎡/日平均 5円から始め、現在20円
- ・年間3000万円程度 地下水保全事業の財源として活用

○水田涵養事業への補助金

- ・市が、水田を冬季に借りる（料金は後日）

○協力金への事業者の理解

- ・水文学的な調査が背景にあり学術的な裏付けがある
- ・ステークホルダーへの説明と理解、丁寧な合意形成 で実現
- ・汚染原因者に浄化義務を負わせる

○P F A S 浄化技術

- ・技術は確立されていない、くみ上げしかない
- ・履歴として、消防で使った記録があるが、関連性は不明

【意見・感想】

○第1の危機から始まり、継続的にかつ丁寧に保全に取り組まれている。

秦野湧水というブランドへのシビックプライドが取り組みの原動力か。

○土壌汚染防止法がないなかで、精緻な条例を制定することで対応。

技師である担当者が継続して保全事業を担ってきた専門性が重要。

○今回の訪問の契機のP R A Sについては、そもそも大きな問題ととりあげるものではなかった。

市民には一部不安の声もあったが、説明により理解された。

これには、地下水の構造をはじめ、市民の地下水への理解の高さが背景にあるのではないかと思われる。

② 子どもの権利条例について

日 時：R6.8.6 10:00～11:30

対応者：北本市議会 滝瀬光一議長 議会事務局 関口智明局長、小林範之主任

説明者：フルタさん？（リモートでの説明）

【説明内容】

※条例の特徴

議員提案で策定：埼玉県職OBから議員＝桜井議員の特殊スキル
会派代表の特別委員会で行う。

理念条例ではなく、実行性を持つ条例

（擁護委員、相談員の設置 など）

このため、執行部との調整に腐心。（執行部・事務局＋議員で協議）

予算との関係

財政上の措置

第39条 市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

首長の予算編成権との関連を一般質問で確認

※ 契機

- ・学校がきっかけ

学校での事件について、委員会で問題視、条例案を否決・付帯決議
議員から条例策定の機運（このため、策定を前提に議論ができた）

※ 過程

- ・通常ではないリーガルチェック、事例調査などのスケジュールで対応せざるを得なかった。
- ・書きぶりのさじ加減に、議会側と執行部側のギャップはあったが、議会としてはここまで求めたいという意思を尊重。（無理筋は調整）
 - ・法制執務担当と事務局の打ち合わせ、議員も一緒に協議
 - ・首長との予算編成権との関係、法的に問題なし（39条）

※ 施行

- ・擁護委員は人権推進課、相談員は子育て支援課に配置
擁護委員は独立して動きやすいように、相談員は行政と連携しやすいように
- ・総合計画の策定・・・
- ・行事、その他の取り組みによる実体化

【質問・回答】

※ 効果は

- ・学校への影響：きっかけが学校。意識の変化はあるのでは
例：子どもの意見を聞くことがフォーマット化されている
- ・子どもの変化
市民の認知度は上がっている。子どもにも広まりがある。
子ども権利の日など、プッシュ型で広げていく。

※ 取り組み内容

- ・議会：北本高校と意見交換プラス意見発表を今週末開催、模擬議会
- ・執行部：一日子ども市長（庁議に参加、議場見学など）先日開催。
今年度は予算化し、町づくりについて調査研究する取り組み
（大人と一緒にやる事業）を作っている

【意見・感想】

- ・条例の必要性の共通認識があったことが奏功。その背景は学校での指導死事件と事件への対応への問題意識。
- ・通常、議員提案条例が理念条例に留まりがちだが、好条件により実効条例にできた。議会、事務局、執行部の協力が土台に必要。
- ・こうした条例の制定は、特殊要因でたまたまできた、ということではなく議会の本体的機能として実現していく能力を得ることが必要。

③ グリーンスローモビリティ実証運行について

日 時：R6.8.6 14:00～15:45

対応者：取手市議会 海東一弘経済建設副委員長 澤部慶事務局次長
都市整備部都市計画課 大久保益雄課長 高橋恭平課長補佐

【説明内容】

※ 市の公共交通の状況

鉄道2社 常磐線（始発駅）、上野東京ライン、関東鉄道常総線
路線バスも充実。（関東鉄道バス、大利根交通）

運転手不足は課題。（2024問題）

タクシー7社 80名 取手駅にいれば、日中かならず捕まる

R6・7年に公共交通計画の見直し

※ 実証実験の地域

新取手地域はS42年開発、最寄りの取手駅との高低差が大きい
コミュニティバスが3ルート乗り入れているが、きめ細かにまわれない
課題は、取手駅までのラストワンマイル。
地域内は4m道路が殆ど。

※ グリスロ

道交法規制の緩和。（シートベルト、ドア、外殻など）

20kmみままでの走行。自動車の波に乘せるリスク

※ 実証実験

自治会との課題共有が必要（高齢化、高低差など）

国交省とのヒアリングで自治会内の機運が醸成された。

コミュニティバスよりきめ細かに、道路幅との関係で、小サイズ車両での補完が必要。→4人乗りカート型の採用（結果としては失敗？）

運転手 交通事業者委託：2種免許 安全性を確保

開始時間 職員立ち合いのため、計画8時半から実施9時に変更

1日の走行距離数30キロの充電時間確保のため昼の時間は減便

【質問・回答】

・運転手の要件

講習を聞けば運転可、職員も実際に運転した

・関係機関の同意として、警察はどういう意見か

取手市ではOK 港区では厳しい

・現在策定中の計画への反映方針は

地域の主体性が重要、次期計画では選択肢の一つとして示すのみ

・地域や社協が運営することについて

支援の在り方を考える どんな交通モードが可能か

・コロナ禍の中での実験、影響は

実験の時期として、あまり影響はなかったと考える。

【意見・感想】

市としては、あまり前向きに評価していない様子であり、積極的に取り組むという姿勢ではなかった。

担当課は、都市計画課であり、地域の実情（切実さ）とのギャップがあるのではという見方もできる。

地域の主体性が重要である反面、コスト負担においても住民との感覚差が見られる。

大津町においては、楽善区・美咲野地区などが同様の地域として捉えられるが、住民福祉の視点からの検討、地域の切実さをもとにした主体性といった面から、先行的な導入はやや時期尚早と考える。

④ ハラスメント防止条例の制定について

日 時：R6.8.7 13:30～14:45

対応者：鴨川市議会 川崎浩之議長 佐々木久之前議長
議会事務局 小柴則明局長 鈴木諭次長

【説明内容】

※ 制定の経緯

議長から議運への諮問、方針として細かな事務処理はあと、まず条例可決を優先

背景には県内の事例（柏市、川越市など）

市にはハラスメントの事例はないが、市議会として率先して取り組みが必要として諮問にいたった。

素案は先進事例をもとに事務局が作成し、柏市議会の先進地研修を反映して修正

- ・義務規定とすること、実務規定はあとからの示唆を得る
- ・ハラスメントの定義を人事院規則に準拠させるなどの修正
- ・審査委員会の体制構築 は今後
(議員以外の有識者（弁護士）等を想定)

※前議長から

就任時には頭になかったが、新聞で報道があり問題化

議員間でも話題になり、それらしいものはあった。

議会の研修会でテーマ 弁護士講師

条例の必要性を共有

他自治体では反対があることが多いと聞く。柏市でも反対する人がいて説得に時間をかけた（柏市では、合意形成に半年くらいかかった）

急ぎすぎではないか？との意見もあったが、6月任期満了のため、その前にやりたいとして協力をいただいた。

【質問・回答】

- ・事務局の体制は6人、うち1人は再任用
- ・事務局への過度な要求等はないと認識している

- ・前議長：以前はあった、怒鳴りつけなど。新人のときはいじめもあり。
- ・職員に対して、一般質問の負担が大きい。負担を和らげることも議員の使命だろう。こういう話をする、他の議員との共通認識はある
- ・4類型を定義したのは、範囲を広げすぎないため（ex:マルハラ）
制定を急ぐため他のパターンは置いた面もある。
- ・弁護士による研修が有効だった。識者の意見を活用すべき。
- ・全員一致でないと、反対者＝該当者と受け止められてしまう。
（自分では気づいていない？全議員が同じ方向を向いていてスムーズに進んだ）
- ・執行部側と一体化した条例は、総務課と担当間で話した限りではできないという判断。制定を急ぐため。
- ・調査委員会の構成は検討中
議長の負担が重く、第三者が必要
顧問弁護士に参加していただく
検討委員会には議員は入るべきではない

【意見・感想】

先進事例も充実しており、議員が「同じ方向を向ければ」すぐにでも取り組み可能と考える。議員のなり手不足に取り組む中、議会・議員に対する厳しい評価もあり、ぜひ制定すべきだが、自身では時間が許さないのが残念。